

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社シード
代表者 代表取締役社長 浦 壁 昌 広
(コード番号 7743・東証二部)
問い合わせ先 取締役管理本部長 鎌田 清
TEL 03-3813-1111 (大代表)

内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記のとおり一部改訂を決議いたしましたので、お知らせをいたします。

なお、改訂箇所につきましては下線で示しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
- ② 当社は、取締役及び使用人が、法令・定款に遵守した行動をとるべく、規程を制定し、研修等の実施及び「株式会社シード役職員行動方針」の制定を行い、これに基づき、社会的な信頼を獲得すべく適法かつ公正な事業活動に努める。
- ③ コンプライアンス体制の充実・強化を推進するために、代表取締役社長を議長とし、必要に応じて専門家（弁護士）も加えたコンプライアンス委員会を設置する。また、取締役及び使用人からの通報・相談窓口を総務部とし、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。
- ④ 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- ⑤ 監査部は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、市場環境、製品品質、知的財産及び災害等に係るリスクについては、各担当部署において担当、各部門長が管理を行い、リスク発生の抑止及び軽減に取り組む。
- ② 新たに生じたリスクに関しては、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、総務部が窓口となり、速やかに対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定例取締役会を毎月 1 回開催し、経営における重要事項や取締役の業務執行状況等の監督を行う。また、効率的な経営判断・意思決定を行うために、経営会議を開催（適宜）し、代表取締役社長、常勤監査役、取締役・担当部門長・担当部署等が出席し議論を行う。
- ② 会社の各部署の目標の進捗状況確認と対応策等を立案するため、各部署部長は代表取締役社長及び担当取締役出席の下、毎月 1 回レビューを開催する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程（以下、「関係会社管理規程」という）に従い、子会社管理の担当部門を設置し、各子会社が内部取引規程や会社規程を遵守した活動を行っているか管理を行う。また、それぞれの担当部門長は各子会社に対し、必要に応じて、当該子会社の事業運営についての報告、会議の開催、関連資料等の提出を求める。
- ・月一回開催する国内子会社の取締役会には、代表取締役社長が参加することを求める。

②子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・当社は、当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）全体におけるリスクの管理と情報セキュリティの維持に関して、リスクの防止及び会社損失の最小化を図るため、リスク・セキュリティ管理委員会規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクマネジメント推進のためリスク・セキュリティ管理委員会を開催し、リスクを網羅的、統括的に管理する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社に関する業務の円滑化を図り、育成強化するとともに、相互の利益と発展をもたらすよう、適切な指導を行う。
- ・子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は子会社の業務執行を監査する。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、子会社の取締役及び使用人が、法令・定款に遵守した行動をとるべく「株式会社シード役職員行動指針」を子会社に対しても適用し、これに基づき、社会的な信頼を獲得すべく適法かつ公正な事業活動に努める。
- ・当社は、子会社に対し、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、業務監査を実施することとし、監査は監査部が実施するほか、必要と認めたときは会社の監査役も実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ・当社は、必要に応じて各部門より監査役の職務を補助すべき使用人を任命することができる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する体制

- ・前号の使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分に際して、監査役会の承認を得なければならないものとする。

8. 第6号の使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ・当社は、第6号の使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際は、速やかに監査役に報告をする。
- ・常勤監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に報告を求めるものとする。

②子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ・子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門及び当社監査役へ報告する。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

11. 監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

- ・ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことが明らかである場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催し、意見交換を行うものとする。また、必要に応じて専門の弁護士、会計士を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・ 当社のコンプライアンスマニュアルにおける『反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。』旨の定めを当社の取締役及び使用人並びに子会社に対し周知徹底する。
なお、コンプライアンスマニュアルの制定及び改訂に関しては、コンプライアンス委員会において協議・承認されるものとする。

以 上